

日本法政学会 第127回 総会及び研究会のご案内

平素は日本法政学会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第127回研究会を下記のとおり開催いたします。ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせのうえ、何卒ご出席いただきますようご案内申し上げます。

日本法政学会
理事長 寺崎 修

日 時:平成29年12月2日(土曜日) 9:50~
3日(日曜日)10:00~

場 所:龍谷大学 大宮学舎 清和館三階ホール
〒600-8286
京都市下京区七条通大宮東入大工町125番地の1 龍谷大学大宮学舎

開催校幹事:長上深雪先生

【第1日目】平成29年12月2日(土曜日)

開会の辞 9:50~10:00

理事長 寺崎 修

個人報告

第1報告 10:00~10:35

明治初年 兵庫県における地租改正事業の展開—東播磨地域を中心として—
(司会:大阪学院大学 藤田弘道)

兵庫教育大学大学院 津田 博

第2報告 10:40~11:15

動物の権利と人間の人権
(司会:平松 毅)

京都橘大学 山崎 将文

特別講演 11:20~12:20

利他的人間—シルクロード仏教芸術のささやき—
(司会:関東学院大学 本田耕一)

龍谷大学学長 入澤 崇

昼食・理事会 12:20~13:20

第3報告 13:30~14:05

スウェーデン憲法における象徴君主制—「情報権的君主制」の形成と構造—
(司会:姫路大学 野畑健太郎)

朝日大学 下條 芳明

シンポジウム 14:10~17:00

テーマ:みまもり

総合司会: 関東学院大学 本田 耕一
岐阜聖徳学園大学 贅 育子

企画趣旨説明

第1 報告

「生殖医療」における「みまもり」

京都大学 菅沼 信彦

第2 報告

仕事を通じての高齢者による「みまもり」について

名古屋市シルバー人材センター 増田 義幸

第3 報告

家庭裁判所による「みまもり」の役割と実情

白鷗大学 河野 泰義

第4 報告

ホームレス支援における「みまもり」の意義—権利擁護の観点から

龍谷大学 砂脇 恵

総括コメント

コメンテーター 関東学院大学 本田 耕一

質疑応答

懇親会 龍谷大学清和館 1階生協食堂

【第2 日目】平成29年12月3日(日曜日)

個人報告

第4 報告 10:00~10:35

多文化共生についての—考察—在留外国人の居住地に関わる主体の形成と機能—

(司会:立教大学 外山公美)

愛知大学 築山 欣央

第5 報告 10:40~11:15

民主主義のコミュニケーションに向けて—ラスウェル・フォーミュラの再検討—

(司会:法政大学 白鳥 浩)

日本大学 宮本 満治

第6報告 11:20~11:55
強制わいせつ罪における性的意図の法的性質と要否
(司会:名古屋学院大学 山内義廣)

北海学園大学 神元 隆賢

昼食・理事会 12:00~13:10

個人報告

第7報告 13:20~13:55
クラス・アクションの終焉か？
(司会:東洋大学 櫻本正樹)

白鷗大学 樫 博行

第8報告 14:00~14:35
政党政治家・安藤正純の戦前と戦後
(司会:平成国際大学 酒井正文)

亜細亜大学 菅谷 幸浩

第9報告 14:40~15:15
インクルーシブ教育に関する日英比較研究－「特別な教育的ニーズ」概念の違いに注目して
(司会:花園大学 古橋エツ子)

金城学院大学 原田 琢也

第10報告 15:20~15:55
憲法改正国民投票法改正原案作成のプロセスと投票方式の検討について
(司会:日本大学 東 裕)

東京未来大学 大西 斎

第11報告 16:00~16:35
賀川豊彦と黄日葵－五四期の北京大学学生訪日団団員黄日葵の『贈賀川豊彦先生』を中心に－
(司会:フェリス学院大学 佐賀香織)

兵庫教育大学大学院 庾 凌峰

第12報告 16:40~17:15
オーストリア憲法政治における二大政党制と多党制－その背景と帰結
(司会:日本大学 齋藤康輝)

名古屋商科大学 北村 貴

閉会の辞

報告概要

【第1日目】平成29年12月2日(土曜日)

個人報告

第1報告

明治初年 兵庫県における地租改正事業の展開－東播磨地域を中心として－

兵庫教育大学大学院 津田 博

明治6年7月、地租改正法が公布され、地租は日本の近代化に大きく貢献した税制として評価されている。そのため、土地制度と税制度についての研究は多く存在している。兵庫県財政の基盤を形成した地租改正事業の経過について、『兵庫県百年史』(兵庫県 昭和42年)には、兵庫県(摂津五郡)、豊岡県、名東県、飾磨県における改租事業の経過が記述されている。しかしこれらは、地租改正作業の官側からの進捗状況についての記録であり、改正地租が適用された農民の生活実態とその対応についての研究は十分になされてはいない。

本報告では、明治前期の兵庫県東播磨地域を中心として、民の側から記述された史料を精査・分析することにより、江戸期以上の苛烈ともいわれる地租適用の実態を考察する。

第2報告

動物の権利と人間の人権

京都橘大学 山崎 将文

憲法学において、従来から人権の根拠として「人間の尊厳」があげられてきた。つまり、人間は尊厳な存在であるから、人間に固有な権利として人権が保障される。これに対して、動物は尊厳な存在とはいえない故に、人権のような権利が保障されない。しかし、諸外国においては、動物の権利を主張する学説が有力であり、動物に原告適格や、さらに権利そのものを認める判決も出ている。とはいえ、動物の権利を認める根拠として動物の高度の知能や人格をあげると、今度は知能や人格が十分でない重度の知的障害者や赤ん坊には人権を保障する必要がないということになりかねない。

そこで、本報告では、そもそも動物に権利はあるのか、あるとしてその根拠は何か、さらに動物に裁判上の原告適格や権利を認めることができるのかを考察してみたい。

特別講演

利他的人間－シルクロード仏教芸術のささやき－

龍谷大学学長 入澤 崇

この世の中には困難な状況に直面している人が数多くいます。その人たちを優しくみまもり、力を尽くして援助するには、相当な強い志が求められます。かつて異民族が衝突したシルクロードで、他者の苦しみや悲しみを放置できない人格が称揚されました。

シルクロードの仏教芸術にみられる「利他の精神」を取り上げ、いま社会に必要とされる営みを考えてみたいと思います。

第3報告

スウェーデン憲法における象徴君主制－「情報権的君主制」の形成と構造－

朝日大学 下條 芳明

西洋君主制の発展は、中世期の選挙君主制に始まり、絶対君主制、立憲君主制、議会君主制を経て、20世紀後半以降は「象徴君主制(symbolic monarchy)」の段階に入りつつある。スウェーデンでは、1974年に従来の立憲君主制憲法を全面改正した結果、国民主権を原則とする一方、国王(女王)を国家元首(riks statschef)と規定し、「国民統合の代表、かつ国家全体の象徴(symbol för landet)」(政府解釈書)と位置づけた象徴君主制憲法が成立し、今日に至っている。

本報告は、スウェーデン象徴君主制の形成と構造上の特色を解明し、これを「情報権的君主制」と把握したうえで、日本国憲法の象徴天皇制の下で、慣行上広く行われている「内奏」の意義を明らかにするとともに、若干の問題提起を試みたい。

シンポジウム 14:10~17:00

テーマ:みまもり

総合司会: 関東学院大学 本田 耕一
企画趣旨説明: 岐阜聖徳学園大学 贅 育子

企画趣旨

ゆりかごから墓場まで、様々な場面で「みまもり」を必要とする人がおり、また「みまもり」をする人がいます。本来、家族や近い人がそうした「みまもり」を自然に行う姿が想起されますが、単身世帯の増加、少子高齢化などの社会状況の変化や個人のライフスタイル選択を尊重する意識の高まりによって、そうした「みまもり」は急速に姿を消しつつあるように思われます。その一方で、社会的に求められている新たな「みまもり」の姿もあります。直接的具体的な「支援」や「対応」とも異なる「みまもり」は、人が尊厳ある人生を送るのに不可欠な要素となっているにもかかわらず、あまり顧みられないように感じられます。

そこで、本シンポジウムでは、人の誕生から死亡までの様々な場面で出くわす「みまもり」をテーマにし、実際に「みまもり」を担う専門家から見た「みまもり」の意義や功罪について考えていきます。

具体的には、4つの専門領域から議論の素材提供をします。第1は、女性生涯看護学の視点から生殖補助医療の現状と課題について、第2は、シルバー人材センターの視点から地域が高齢者を仕事を介してみまもる上での課題について、第3は、家庭裁判所の視点から高齢者等の財産保護と身上監護、子を持ちたい夫婦の援助、児童虐待など最近の家庭裁判所に期待される「みまもり」の役割と実情について、第4は、社会保障の視点から支援拒否のケースや後見的なフォローが必要な精神障害や認知症単身者のケースなどをフォローする上での課題について問題提起をし、フロアとの論議を交わし理解を深めたいと考えております。

多様な専門的・学際的な領域の研究者で構成される本学会の特質を生かし、それらに含まれる共通の問題の所在を浮き彫りにし、「みまもり」を再評価する何らかの指針が提示されるようなシンポジウムを展開致したく企画しました。

第1 報告

「生殖医療」における「みまもり」

京都大学 菅沼 信彦

基本的な問題として、医師が「みまもり」について語ることは不適當かもしれない。何故ならば、医療者の中で医師が主に担当する領域は“cure”であり“care”ではないからである。一方、患者一人を対象とした場合、医師にとっても「みまもり」が必要な局面にも遭遇する。本報告においては、不妊治療としての「生殖補助医療」の現場から考察する。

1978年に世界初の体外受精児誕生より40年、体外受精、顕微授精、凍結胚・融解移植等の生殖補助技術(assisted reproductive technology: ART)は急速に進歩し、多くの不妊患者に福音をもたらしてきている。わが国は世界最大のART 大国であり、2015年には5万人以上のART 児が出生している。年間出生児数が100万人以下と少産少子化が進む昨今、20人に1人がARTにより誕生したことになる。しかしながら女性の社会進出に伴う晩婚化、出産年齢の高齢化等により、従来のARTでは対応できない症例も増加している。これに対し、配偶子提供、代理母による代理懐胎・代理出産、ES/iPS細胞による配偶子造成、子宮移植など、新たなARTの展開が見られる。

「いつまで不妊治療を続けるべきなのか」、「どこまで生殖医療を適応すべきなのか」、「児を持たない権利は保証されるのか」等、不妊患者に対し真に「みまもり」の必要性を考えなければならぬ時機がきているとも言えるだろう。

第2 報告

仕事を通じての高齢者による「みまもり」について

名古屋市シルバー人材センター 増田 義幸

高齢者の独居や高齢者のみの夫婦世帯は今後も増加する一方で、子や孫は遠方に分散しているケースが多く、本来あるべき彼らによる「みまもり」は疎遠になりがちである(もちろん、それはやむを得ない事情がほとんどである)。また、民生委員や近所付き合いによる「みまもり」についてもお互いが高齢化すると、その十分な機能は困難となる。

そこで、シルバー人材センターに登録する高齢者が、仕事として地元の高齢者世帯で簡易な作業を行うことで「みまもり」につながっている事例を紹介し、現場で感じる評価や課題などに触れ若干の考察を試みたい。本事例は、名古屋市地域のケースとして限定されるが、何らかの提言として議論の素材としたい。

第3 報告

家庭裁判所による「みまもり」の役割と実情

白鷗大学 河野 泰義

昭和 24 年に誕生した家庭裁判所は、個人の尊厳と両性の本質的平等という理想を掲げた憲法の下、家庭紛争の円満解決及び少年の健全育成(その標語は、当初「家庭に光を・少年に愛を」後に「家庭に平和を・少年に希望を」)を実現すべく、様々な工夫を凝らして、後見的役割を果たすべく、歩んで来た。

近年、家事事件については、家庭を取り巻く新しい情勢に対処すべく、新法・改正法が次々に出現している。

そこで家裁は、高齢者等の財産保護と身上監護、子を持ちたい夫婦の援助、児童虐待への対処などの機能を、より広範に担うようになった。また、当事者の自律的な解決能力の期待できない紛争が増加し、家裁が適切に解決する役割がますます大きくなっている。

家庭裁判所の組織と家事事件処理の実情を紹介し、近時話題となることが多い制度の沿革・運用を概観する。そして、「みまもり」の観点から、家庭裁判所にどのようなことが期待できるのか、今後どのようなことが望まれるのかを考察してみたい。

第4 報告

ホームレス支援における「みまもり」の意義—権利擁護の観点から

龍谷大学 砂脇 恵

社会的孤立が進む現代社会にあって、生活困窮がより深刻な人ほど支援が届いていないことが、社会福祉実践の課題になっている。その典型ともいえるのがホームレスの人々である。本報告では、ホームレス支援における「みまもり」の意義を「支援関係の維持」と「権利擁護」の二つの側面から考える。とくに、①支援拒否の事例、②認知症や精神障害などにより後見的な関わりが必要な事例を取り上げながら、「みまもり」(「押しつけず、立ち去らず」の関係性の維持)が「本人らしい生活、本人らしい変化」の実現を目指す「権利擁護」の基点として、重要な意義があることを明らかにしていきたい。

【第2日目】平成29年12月3日(日曜日)

個人報告

第4報告

多文化共生についての一考察－在留外国人の居住地域に関わる主体の形成と機能－

愛知大学 築山 欣央

わが国における在留外国人は、リーマン・ショック直後から一旦減少を見せたが、国内の景気回復傾向の中で2013年からは増加状況にあり、その勢いはいまだ止まらない。日本に中長期在留する外国人の生活のあり方は、本人達の自身の将来への見通しに左右される。これにつき一般永住者を取り出してみると、統計上その人数はずっと上昇をたどっており、現在その比率は在留資格の中で最も高く30%を超え、日本に生活の拠点を置こうと考える外国人が相当大きな数に上っている様子を伺うことができる。

本研究は、このような生活状況を示す外国人に対して、地域がどのように受入れてきたか、関連する主体の形成と機能について考察する。この考察に際しては、外国人と地域との具体的な関係性も重要な要素と考える。

第5報告

民主主義のコミュニケーションに向けて－ラスウェル・フォーミュラの再検討－

日本大学 宮本 満治

コミュニケーション研究の父祖の一人といわれるH.D.ラスウェル(Harold Dwight Lasswell)のコミュニケーション・モデル(ラスウェル・フォーミュラ)に対しては、それがあまりに単一方向的すぎるという批判がある。確かに、ラスウェル・フォーミュラそのものだけをみれば、それが単一方向的なものであることに疑いはない。しかしながら、ラスウェルが民主主義について言及する際、そのコミュニケーションを双方向的なものとして強く意識していることもまた明らかなのである。

本報告では、ラスウェル・フォーミュラを再検討し、それを手掛かりに今後いかに民主主義のコミュニケーションを発展させていくべきか、その方途を考えていく。

第6報告

強制わいせつ罪における性的意図の法的性質と要否

北海学園大学 神元 隆賢

強制わいせつ罪(刑法176条)の主観的要件を巡っては、行為のわいせつ性を認識する故意があれば足りるのか、加えて犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させる「性的意図」も必要かが議論されている。最判昭和45年1月29日刑集24巻1号1頁は後者に立ち、専ら報復等の目的で婦女を全裸にさせ写真撮影した事案につき本罪の成立を否定した。しかし大阪高判平成28年10月27日は、金銭目的で女兒にわいせつ行為をし児童ポルノを作成した事案につき前者に立ち本罪の成立を認め、上告審でも審理が大法廷に回付され、近日中の判例変更の可能性が高まっている。

本報告は性的意図の要否、さらに本年7月13日施行の性犯罪規定改正との関連について検討する。

第7報告

クラス・アクションの終焉か？

白鷗大学 樫 博行

アメリカにおけるクラス・アクションは、1966年の連邦民事訴訟規則改正以降多くの実体法上の権利を実現してきたが、現在その存続の危機を迎えている。近年合衆国最高裁判所が、クラス・アクション提起を放棄して仲裁を用いる旨の消費者契約上の合意を、非良心的ではなく妥当であると判断したためである。消費者契約を巡る紛争は、今後クラス・アクションを経由せずに解決できることになったのである。

そこで本報告では、合衆国最高裁判所判決を紹介しながら、アメリカにおいて主たる集団的救済の方法であったクラス・アクションが消費者契約の紛争解決で回避されるに至った理由と、今後のクラス・アクションの行方を検討する。

第8報告

政党政治家・安藤正純の戦前と戦後

亜細亜大学 菅谷 幸浩

安藤正純は東京朝日新聞を経て、大正期に政界入りし、立憲政友会に属した代議士である。ジャーナリズムや仏教に精通した特異な経歴に加え、戦時期に鳩山一郎らと院内会派である同交会を結成し、翼賛選挙に対抗したことで知られる。安藤自身が述べているように、戦前における代議士生活の大部分は政党凋落の時代に相当する。敗戦後は直ちに新党準備に動き出し、のちに日本民主党結成に参画し、第一次鳩山内閣文相在任中の1955年に逝去している。

本報告では政党政治家である安藤が政党内閣崩壊後の既成政党勢力の後退をどのように認識していたのか、その中で「挙国一致」という概念をどのように利用することで翼賛政治体制への批判を展開したのかを検討する。次に、終戦後の憲法・天皇制問題への理解、講和発効前後における政界再編成問題など、55年体制の成立に至る戦後日本政治の過渡期を同時代の史料から明らかにする。

第9報告

インクルーシブ教育に関する日英比較研究—「特別な教育的ニーズ」概念の違いに注目して

金城学院大学 原田 琢也

日本では、2012年、従来の特別支援教育を漸進的に発展させることで、インクルーシブ教育に向かうことが示された。日本の特別支援教育の英語表記は、'Special Needs Education'となっており、イギリスの「特別なニーズ教育」と変わらない。しかし、「特別な教育的ニーズ」(SEN)の指し示す内容には微妙な違いがある。イギリスでは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが対象とされる。しかし、日本では、「障害のある児童一人一人の教育的ニーズ」というように、障害児生徒を前提にしていると考えられるが、文脈によっては「障害のある」が付されない場合もあり、その定義は未だ曖昧なままである。

本研究では、そのような概念の違い(あるいは曖昧さ)が実践にいかなる影響を及ぼすのかを、日英両国で実施したフィールド調査に基づき考察する。

第10報告

憲法改正国民投票法改正原案作成のプロセスと投票方式の検討について

東京未来大学 大西 斎

憲法改正国民投票が現実味を帯びてきた昨今において、憲法改正の具体的なプロセスの解明と、投票方法をめぐり問題を明確にしておく必要性が求められる。前者においては、憲法96条は大まかなことを定めたに過ぎず改正原案作成をどのように起草していくかが課題である。例えば衆参両院の憲法改正原案について異なる議決を避けるための任意的両院協議会や合同審査会のあり方などについて検討する。後者においては、国会法68条の3、国民投票法47条は憲法改正案ごとの個別投票方式において投票を実施することが明記されている。この個別投票方式は、条文ごとに区別することを意味せず、内容関連事項ごとの分類を指すと解釈する見解が主流であるが、内容関連事項ごとをどのように捉えるかが重要といえる。これらについてできるだけ具体的に報告をしていきたい。

第11報告

賀川豊彦と黄日葵—五四期の北京大学学生訪日団団員黄日葵の『贈賀川豊彦先生』を中心に—

兵庫教育大学大学院 庚 凌峰

五四期における日中両国民衆の相互理解と思想交流を促すために、1920年5月5日から6月4日にかけて、吉野作造と李大釗の膳立てによって、北京大学学生訪日団5人組の黄日葵、康白情、方豪、徐彦之、孟寿椿は日本を訪問した。6月4日に、訪日団一行は神戸新川貧民窟へと赴き、賀川豊彦を訪れた。団員の一人黄日葵は、賀川への感謝を込めて『贈賀川豊彦先生』という題目の詩を著した。

本報告では、黄日葵が賀川豊彦に詩を贈った経緯を明らかにし、黄日葵の生涯とその思想的変遷に及ぼした賀川の影響について考察する。

第12 報告

オーストリア憲法政治における二大政党制と多党制—その背景と帰結

名古屋商科大学 北村 貴

本報告は、戦後のオーストリア(第二共和国)における政党システムの変容と憲法政治との関係について、分析及び考察することを目的とする。

オーストリアは、長らく二大政党国家として位置付けられてきた。しかし、2016 年の連邦大統領選挙の結果にも表れているように、近年のオーストリアは多党化の傾向が顕著である。こうした政党システムの変容は、憲法政治にどのような影響を与えてきたのか?この点を明らかにするために、まず、オーストリアにおける有効政党数を量的に測定する。その上で、有効政党数の変遷の背景及び憲法政治に対する帰結を、質的に分析する。この分析結果に基づき、今後のオーストリア憲法政治の展望について考察を加える。

開催校及び事務局からのお願い

1. 総会及び研究会の出欠については、同封の葉書によりお知らせください。ご返信は 11月15日(水) 必着でお願いいたします。
2. 懇親会は、12月2日(土)17:30より清和館1階生協食堂で開催予定です。ご出席の方は、懇親会費 7,000 円を当日受付でお支払い下さい。
3. 役員の方は、理事会費 2日 1,000 円、3日 1,000 円を当日受付でお支払い下さい。
4. 昼食については、2日(土)、3日(日)とも生協の手作りお弁当(800 円)を用意いたします(事前申し込み)。代金は当日、受付にてお支払ください。大学近辺には、喫茶店、コンビニなどがございますが、僅かです。
5. 共同研究・シンポジウムのテーマについて、ご意見をお寄せください。ただし、この学会の会員でこなせるテーマであることが条件です。
6. 次回学会で研究報告をご希望の方は、平成 30 年 1 月 26 日(金)までに、下記の各事項を記載の上、事務局まで 電子メールでお申し込みください(締切厳守)。
申込資格は、入会后 1 年以上で、平成 29 年度までの会費を完納している方とします。発表の採否は、企画委員会の議を経て理事会で決定します。
 - ①報告テーマ及び報告概要(300 字程度)
 - ②氏名及び所属
 - ③連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)
7. 平成 29 年度学会年会費 5,000 円および過年度会費未納の方は、郵便振替(ゆうちょ銀行)にて下記の口座にお振込みください。
 - 日本法政学会 口座番号 00940-4-68444

【事務局】

一般財団法人行政管理研究センター
〒113-0034 東京都文京区湯島 3 丁目 31-1 中川ビル 5 階
TEL :03-5969-8211
FAX :03-5688-8400
Eメール:jalps-jim@iam.or.jp

開催校：龍谷大学

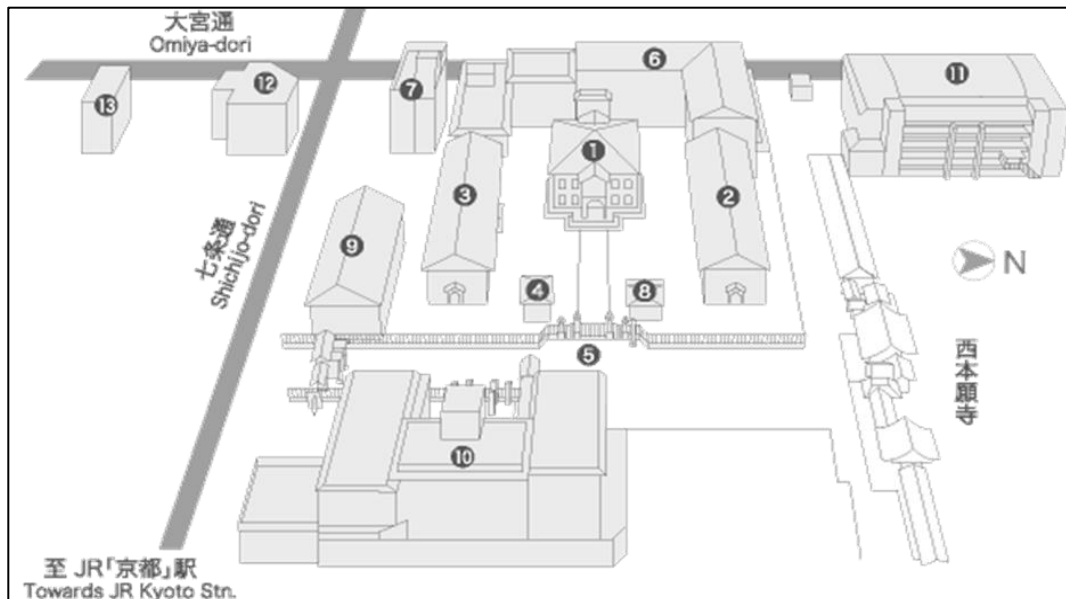
住所	〒600-8286 京都市下京区七条通大宮東入大工町125番地の1 龍谷大学大宮学舎
最寄駅からの順路	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東海道本線・近鉄京都線「京都」駅下車、北西へ徒歩約10分（市バス約3分） ・京阪本線「七条」駅下車、西へ徒歩約20分 ・阪急京都本線「大宮」駅下車、南へ徒歩約20分（市バス約5分）

【最寄駅からのアクセス】



【キャンパス図】

大学正門は、下記図⑨と⑩の間の門を通過して進むと左手にあります。
会場は清和館3階です。正門入って左方におすすみください。



- ①本館（重文）
- ②北覺（重文）
- ③南覺（重文）
- ④旧守衛所（重文）
- ⑤正門（重文）
- ⑥西覺
- ⑦西覺別館
- ⑧守衛所
- ⑨清和館
- ⑩東覺
- ⑪図書館
- ⑫清風館
- ⑬白亜館